



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 19 日 (金)
第 8 4 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	平成25年観光地点別入込客延べ人数調査の実施 (341) (観光政策課) 2
	平成25年度観光客入込動態調査アンケート調査の実施 (342) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (343) (東部福祉保健事務所福祉企画課) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (344) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (345) (〃) 4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ ビスの事業の廃止の届出 (346) (〃) 4
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (347) (県土総務課) 4
	建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の廃止 (348) (〃) . . . 5
	測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (349) (〃) 5
	測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (350) (〃) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (351) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援 事業者の指定 (352) (〃) 8
	森林病虫害の駆除命令 (353) (西部総合事務所農林局) 8
	土地改良区の役員の就退任 (354) (〃) 9
	土地改良区の役員の住所の変更 (355) (〃) 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (10) (教育総務課) 10
◇ 公 告	平成25年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . 11
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 14

告 示

鳥取県告示第341号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
平成25年観光地点別入込客延べ人数調査
- 2 調査の目的
観光客の入込数を把握し、観光施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
県内の観光地点及び行事イベント
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
月別観光入込客数
 - (2) その基準となる期間
平成25年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の市町村及び特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メールによる。
- 7 報告を求める期間
平成25年4月22日から平成26年1月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
平成27年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
平成25年観光客入込動態調査として公表する。

鳥取県告示第342号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
平成25年度観光客入込動態調査アンケート調査
- 2 調査の目的
観光客の旅行形態等を把握し、観光施策の基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

県内観光客

4 報告をを求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告をを求める事項

居住地、性別、年齢、宿泊地、宿泊日数、旅行の目的、同行者、訪問回数、移動経路、移動手段、旅行費用等

(2) その基準となる期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

5 報告をを求める者

県内観光客

6 報告をを求めるために用いる方法

委託事業者が県内観光客へアンケート調査を行う。

7 報告をを求める期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

8 調査票情報の保存期間

平成27年3月31日まで

9 結果の公表方法

平成25年観光客入込動態調査及び平成26年観光客入込動態調査として公表する。

鳥取県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社コトブキ家具店	フレッシュプラザなないろ	鳥取市二階町二丁目219	平成25年4月11日	通所介護

鳥取県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人八頭町社会福祉協議会	社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所	八頭郡八頭町船岡殿159	平成25年4月1日

鳥取県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社コトブキ家具店	フレッシュプラザなないろ	鳥取市二階町二丁目219	平成25年4月11日	介護予防通所介護

鳥取県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	鳥取市葉師町46-3	まちの広場ののなファクトリー	鳥取市西品治863-1	自立訓練（生活訓練）	平成25年4月5日

鳥取県告示第347号

平成24年鳥取県告示221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成25年4月22日から施行する。

平成25年4月22日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。	1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。

<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成24年鳥取県告示第828号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成22年鳥取県告示第348号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）</u>及び<u>平成23年鳥取県告示第433号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p>
---	---

鳥取県告示第348号

平成24年鳥取県告示第222号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成25年4月21日限り廃止する。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第349号

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成25年4月22日から施行する。

平成25年4月22日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成24年鳥取県告示第777号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成22年鳥取県告示第669号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>又は<u>平成23年鳥取県告示第714号（測量等業務の契約に係る一般競争入札又は指</u></p>

<p>する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に<u>3メガバイト</u>を超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p><u>名競争入札に参加する者に必要な資格等について</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあっては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に<u>1メガバイト</u>を超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>
---	---

鳥取県告示第350号

平成24年鳥取県告示224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成25年4月22日から施行する。

平成25年4月22日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成24年鳥取県告示第777号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に<u>3メガバイト</u>を超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成22年鳥取県告示第669号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>又は<u>平成23年鳥取県告示第714号（測量等業務の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。</p> <p>(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより記載すること。ただし、電子入札（入札規則第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とするためには記録媒体に<u>1メガバイト</u>を超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びイに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えてインターネットの県のホームページ（http://nyusatsu.pref.tottori.jp）（以下「入札情報HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p>

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社わこう介護サービス	茶話本舗わこうデイサービス末広	米子市末広町227	平成25年4月22日	通所介護

鳥取県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る一般相談支援事業を行う事業所の所在地	地域相談支援の種類	指定年月日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	エポック翼	米子市米原1460-7	地域移行支援、地域定着支援	平成25年4月1日
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1	〃	〃
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	障害者生活支援センターまちくら	米子市西倉吉町83-3	〃	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	西伯郡南部町福成1013-21	〃	〃
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850-1	相談支援事業所われもこう	米子市彦名町2850-1	〃	〃
社会福祉法人あしど	米子市道笑町二丁目126	障害者生活支援センターすてっぷ	米子市道笑町二丁目126-4	〃	〃

鳥取県告示第353号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成25年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり淀江白浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事	齊 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	景 山 健 二	米子市淀江町中間636-1
〃	唐 来 英 之	米子市淀江町淀江842
〃	武 田 博 志	米子市淀江町淀江652
〃	須 山 賢 二	米子市淀江町淀江265
〃	谷 田 稔	米子市淀江町西原518
〃	松 田 遠	米子市淀江町西原602
〃	田 原 操	米子市淀江町西原951
〃	林 原 寛	米子市淀江町小波1012
〃	林 中 昭 二	米子市淀江町小波984
〃	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
〃	倉 敷 賢 一	米子市淀江町中間455-3
監 事	村 岡 操	米子市淀江町西原613
〃	吹 野 寿 彦	米子市淀江町西原1073

平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	齊 藤 優	米子市淀江町西原717
〃	高 西 史 郎	米子市淀江町小波96-1
〃	池 口 稔	米子市淀江町西原729
〃	景 山 健 二	米子市淀江町中間636-1
〃	渡 瀬 恒 昭	米子市淀江町淀江805
〃	尾 澤 邦 明	米子市淀江町淀江632
〃	須 山 賢 二	米子市淀江町淀江265
〃	谷 田 稔	米子市淀江町西原518
〃	京 谷 耕 作	米子市淀江町西原1332-48
〃	田 原 操	米子市淀江町西原951
〃	林 中 昭 二	米子市淀江町小波984
〃	林 原 寛	米子市淀江町小波1012
〃	小 浜 正 光	米子市淀江町小波856
〃	中 林 正	米子市淀江町中間434
監 事	村 岡 操	米子市淀江町西原613
〃	小 武 守	米子市淀江町西原986

平成25年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月19日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

理 事	湯 原 永 明	変更前	米子市諏訪619
		変更後	米子市諏訪271-1

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第10号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成25年4月19日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 日時 平成25年4月23日（火）午前10時～
- 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 議題
 - 平成25年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について

(2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年4月19日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	13名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	5名程度
社会福祉	福祉コース	1名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1名程度
	調剤コース	4名程度
保 健 師		1名程度
農 業		3名程度
林 業		1名程度
土 木		6名程度
獣 医 師		5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額169,700円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。
 - (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 薬剤師及び保健師 昭和53年4月2日以降に生まれた者
 - イ 獣医師 昭和38年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職以外のもの
 - (ア) 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
 - (イ) 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの

(2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉 (福祉コース)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成26年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成26年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース) (調剤コース)	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成26年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第98回(平成25年)以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成26年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成26年3月31日までにに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成26年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務(総合分野コース)以外

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式又は記述式)、論文試験及び適性検査

イ 事務(総合分野コース)

教養試験(多肢選択式)、エントリーシート、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(2) 試験期日

平成25年6月30日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

専修大学神田キャンパス1号館 東京都千代田区神田神保町三丁目8

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成25年 8 月（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 事務（総合分野コース）以外

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点は行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）（事務（総合分野コース）にあっては、エントリーシート）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成25年 7 月 17 日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成25年 9 月上旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成26年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成25年5月10日（金）から同月27日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年5月27日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年5月10日（金）午前0時から同月22日（水）午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | ICカード運転免許証作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成25年3月22日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3-17 |
| 5 契約金額 | 66,081,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達した物品等に関して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると、その調達物品等の使用の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |

- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県警察本部警務部会計課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271